



の経利  
払過  
込利  
み子率

初期利子

規下は期た期平  
定、が金と成を所はしは又いだ十かのれ中れに  
す次そ銀額し二控得外た、はてし・ら算る係るのれる所  
る号の行を、十除税國金前外取、三当該口座のものにと得税  
期及翌休支次六すの法額記〔一〕當該五を乗じてが  
日び営業払の年税率に當該法人に記載して又振源  
に第業日う算六月とを當該債を乗じた百  
つ十日にに二が適用非居する者がある非行金額  
い五ににたに二が乗じてが用非居する場時額の金記録座取利  
て号支當だよ十でじを居より場時額の金記録座取利  
同に払たしり日きたを居より場時額の金記録座取利  
じ。おうる、算をる金受住に(一)の金記録座取利  
いへと支出支額け者算合住に(一)の金記録座取利  
て以き払し払る又出に者おた二額(一)さ簿さ子

(一) 年  
○ るす出額  
。るしに各募集取  
期に金額、次扱機  
日に払を第の算  
に込む十八式は  
も号に、  
のによ払  
と規り込  
す定算金

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{80}{365}$$

(二)

十  
八  
十  
七  
十  
六  
五  
十  
四

払  
込  
期  
日  
払  
利  
所  
支  
元  
場  
金  
額  
償  
還  
金  
額  
償  
還  
期  
限  
後  
の  
利  
子  
以

平  
成  
二  
十  
六  
年  
三  
月  
十  
日  
日  
額  
本  
銀  
金  
三  
行  
百  
五  
年  
円  
に  
十  
づ  
き  
月  
百  
円  
百  
十  
日  
額  
面  
成  
利  
子  
額  
支  
の  
支  
利  
、  
、  
十  
十  
支  
の  
利  
て  
、  
六  
行  
十  
支  
の  
年  
日  
う  
以  
つ  
月  
各  
二  
月  
各  
十  
月  
支  
十  
間  
二  
月  
に  
属  
二  
す  
お  
る  
を  
、  
六  
十  
を  
そ  
月  
期  
と  
し  
。  
、  
び  
月  
支  
十  
間  
二  
月  
に  
期  
月  
に  
二  
す  
お  
い  
年  
年  
月  
日  
以  
し  
日  
前  
及  
、  
び  
月  
支  
十  
間  
二  
月  
に  
期  
月  
に  
二  
す  
お